

## 補助対象者

### 補助金の交付に係る申込みの日において、次のいずれかに該当する者

- ア 本市に住民登録がある者
- イ 熊本市内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者
  - (ア) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
  - (イ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体
  - (ウ) 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
  - (エ) 法人税法(昭和43年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等

### 自動車検査証記録事項<sup>\*</sup>において所有者として記載されていること

電気自動車等が所有権留保付クレジットにより購入された場合は、使用者との記載されていること。

<sup>\*</sup>自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証。以下、同じ。

市税の滞納がないこと。

### 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

## 補助対象事業

自動車検査記録事項<sup>\*</sup>1の「使用の本拠の位置」が熊本市内であること。

2025年3月1日から2026年2月末までに初度登録された車であること。

国のCEV補助金の補助対象のうち、給電機能を有する車両。

[国の補助\(クリーンエネルギー自動車\(CEV\)補助金\)のホームページ](#)(外部リンク)

給電機能…外部給電器又はV2H充放電設備を経由して若しくは車載コンセント(AC100V/1500W)から電力を取り出せる機能

自動車検査証記録事項<sup>\*</sup>における登録年月や交付年月と、初度登録年月が同一であること。

購入経費が50万円以上であること。

担当課：熊本市脱炭素戦略課(熊本市役所7階)

電話番号：096-328-2355

## 補助内容

### 申込受付期間

2025年6月2日(月)～2026年3月6日(金)

### 補助額

1件につき10万円

※過去に同補助金の補助金交付を受けており、かつ処分制限期間(軽自動車は4年、普通自動車は6年)を経過していない場合又は財産処分の承認を行っていない場合は申込不可。

### 補助枠

120件(予算1,200万円)

### 補助対象経費

補助対象車両の購入費(給電機能以外の車両へのオプション及びその工事費、値引き額、消費税相当額を控除した額)とする。給電機能がオプションの場合は、その購入費(工事費を除く)を含む。